**令和7年度　職場環境要件**

**Ⅰ：入職促進に向けた取り組み**

**①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化**

○年度初めの5月に事業概要を各部署に配布。経営理念などの内容を職員に周知している。

**④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催による職業魅力向上の取組の実施**

○毎年地元の中学校の職場体験を受け入れ（デイサービスにて）職業魅力度向上の取り組みを行う。

**Ⅱ：資質の向上やキャリアアップに向けた支援**

**⑤働きながら介護福祉士を目指すものに対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援**

〇実務者研修受講者に対しての支援として、受講しやすいシフト調整や職務専念義務義務免除願での受講を支援し、また個別で国家試験の受験対策も行っている。

〇自己啓発意欲の促進とともに、公務の円滑な執行と人材育成を図ることを目的とし、介護支援専門員実務研修受講資格を取得する職員に対し、資格助成金を交付する。また対象資格以外の資格等であって組合長が特に必要と認める場合、助成金の対象とし、その試験及び受講する場合、職務専念義務を免除されることができる。

**⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動**

〇行政職給与表に応じ、各級における職務、在級年数を定めるとともに、業務成績に合わせた昇給、昇格、職員研修等における成績の反映など、組合例規に定めている。

**Ⅲ.両立支援・多様な働き方の推進**

**⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整**

**備**

〇職員、会計年度任用職員それぞれに、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、同法実施の為必要な事項及び、育児休業の取得等を定めている。また該当者の申し出により、育児短時間勤務、夜勤の免除などを組合例規に定めている。

**⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。**

○職員の事情等の状況に応じて病休明けなどの職員に対しては医師との連携により診断書に応じて復帰プログラムを作成し、職員の状態に応じた職場復帰を心掛けている。

**Ⅳ.腰痛を含む心身の健康管理**

**⑭短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施**

〇衛生管理者を定め、安全衛生委員会で、定期的な健康診断、腰痛・ストレスチェックを実施。

〇職員休憩室を整備、設置を行っている。

**⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修管理者に対す**

**る雇用管理改善の研修等の実施**

〇対象者各居室にスライディングボードの設置、重度要介護者に合わせフレックスボードの設置、スラ

イディンググローブなどノーリフトケア関連用品、特殊浴槽の導入を実施している。

また、ナチュラルハートフルケアネット主催のノーリフティングマイスター養成研修に毎年職員を参加させ、職員の技術向上の支援を行う。

**Ⅴ.生産性向上のための業務改善の取組**

**⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行ってい**

**る。**

○生産性向上委員会を立ち上げ、高知県介護事業所生産性向上支援事業の生産性向上伴奏支援を受けて

毎月研修を行っている。

**⑱現場の課題の見える化**

○生産性向上伴奏支援の研修の中で、職員全員に課題気づきシートへの記入を依頼し、課題を抽出。

　その課題を委員会で共有し、課題のグループ化や因果関係の深堀を行い、課題解決に向けて検討開始

**⑲5S活動などの実践による職場環境の整備を行っている。**

**○**生産性向上伴奏支援の研修の中で、5S活動についても勉強し、整理整頓ができていない個所を部署別

で選定し、美香活動の実施、継続を図る。

　**⑳業務手順書の作成や記録・報告等の工夫による情報共有や作業負担の軽減を行っている。**

マニュアルなどの見直しを順次行い、情報共有・作業負担の軽減に努めている。

**㉑介護ソフト、情報端末の導入**

〇タブレットを導入し、業務量の縮減を図る。

**Ⅵ.やりがい・働きがいの醸成**

**㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえ**

**た勤務環境やケア内容の改善**

〇1階、2階のフロア別での介護職員による介護部会や主任会などでの話し合いで業務の改善を図る。

**㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供**

○毎月各事業所、部署の代表者の会を開催、その中で、ケア方針や介護保険情報や加算についての情報共

有行い、それぞれが部署に持ち帰り職員に伝達していく形をとる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年　1月

香南香美老人ホーム組合　特別養護老人ホーム　三宝荘